

小児科領域専門医更新基準（日専機構第15号平成28年3月8日承認）の補足

i 診療実績の証明

開業の方および医師一人体制で業務を行われている方については、日本専門医機構/小児科専門医認定更新申請書：第4号様式の責任者署名、捺印は、ご自身のもので結構です。

第4号様式、第5号様式は、必要に応じて印刷、または word ファイル症例の枠を追加してご利用ください。

ii 専門医共通講習

2017年4月からは小児科学会認定済みの受講証による証明が必須となります。2017年4月以前の開催分については、主催した施設からの受講証（新制度による更新単位として認められている場合）での証明があれば認められます。営利団体が主催する講習は認められません。

専門医共通講習の認定は、小児科領域専門医委員会（中央資格認定委員会）で審査されます。

※ ii 専門医共通講習を開催する主催者の方へ

2017年4月以降は、対象となる講習会（更新基準3P）を開催する場合、その都度、事前に専門医共通講習認定申請書（小児科領域講習認定申請書と共通）とプログラムを添えて小児科領域専門医委員会（中央資格認定委員会）に申請してください。審査には3か月を要しますので、早めに提出してください。承認後、講習会番号を付与します。

書類の提出先は専門医新宿事務所です。専門医機構による申請書のフォーマットが完成し、申請手順が確定するまでは小児科学会で申請受付と審査をさせていただきます。

iii 小児科領域講習

2017年4月以降の開催分からは、小児科領域専門医委員会（中央資格認定委員会）が定めた講習会（更新基準4P）については、講演を行った演者、講演を聴講した受講者いずれも単位が認められます。しかしながら、2017年4月以前については、まだ認定手順の整備されていなかったため講演を行った演者のみに単位が認められます。申請者は発表したことが確認できるプログラム等のコピーを第7号様式に添付してください。

2017年4月以降は、JPS 専門医オンラインセミナーの単位は1単位に変更となります。2017年4月以前に受講した受講証をお持ちの方は、1～2単位のまま認められます。

小児科領域講習の認定は、小児科領域専門医委員会（中央資格認定委員会）で審査されます。ただし、小児科学会が主催するインテンシブコース（名称変更）、乳幼児健診を中心とする

小児科医のための講習会、思春期医学臨床講習会、小児の在宅医療実技講習会、PALS 講習会、NCPDR（新生児蘇生法）は、予め単位として認定されていますので 2017 年 4 月以前の開催分も主催者から単位が発行されている場合は更新基準に沿った単位数が認められます。

その他の研修集会と地方会での講演については、その都度、認定されます。

※ iii 小児科領域を開催する主催者の方へ

2017 年 4 月以降は、対象となる講習会（更新基準 4P）を開催する場合、その都度、事前に小児科領域講習認定申請書（専門医共通講習認定申請書と共通）とプログラムを添えて小児科領域専門医委員会（中央資格認定委員会）に申請してください。審査には 3 か月を要しますので、早めに提出してください。承認後、講習会番号を付与します。

提出先は専門医新宿事務所です。専門医機構による申請書のフォーマットが完成し、申請手順が確定するまでは小児科学会で申請受付と審査をさせていただきます。

iv 学術業績・診療以外の活動実績

B 学会への参加（参加証による証明）

B については参加証による証明で単位が認められます。

参加証には、例の内容が記載されていることを確認してください。

例)

日本小児科学会 新更新単位 参加証 iv 1 単位 開催地・世話人（会長など）・開催場所・開催期間の情報を記載のこと

*その他

誤植について（更新基準 4P 10 行目）

誤)「受講証明書の原本を貼付して提出をお願いします。指導医講習会修了証書はコピーで可です。」

正)「受講証明書の原本を貼付して提出をお願いします。講習会修了証書はコピーで可です。」